#### 保育・雇用ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項

平成 29 年 9 月 22 日 保育・雇用ワーキング・グループ 座長 安念 潤司

保育・雇用ワーキング・グループは、働き方が多様化する中、働き方の選択を容易にし、また、どのような働き方を選択しても著しく不利にならず、すべての働く方々が安心して働くことができる環境整備を促進する観点から、まずは、規制改革推進会議で決定された「当面の重要事項」(平成 29 年 9 月 11 日規制改革推進会議決定)に取り組む(別紙 1)。

また、これまでの「規制改革実施計画」に盛り込まれた規制改革事項のフォローアップも適確に実施する(別紙2)。

さらに、今後、議論の状況を踏まえ、審議事項の追加等を行う。

# 1. 待機児童解消のための「子育て安心プラン」実現に向けた保育制度の見直し

今度こそ待機児童問題に終止符を打つために自治体の取組を促す制度改革、自治 体の保育に関する情報開示の充実のほか、社会全体で保育を支える仕組みづくり

### 2. 日本でのキャリア形成を目指す若手外国人材の雇用環境整備 国境を越えたキャリアパスを望む留学生などの在留資格の在り方の検証 など

# 3. フォローアップなど

- (1) 平成 29 年6月の規制改革実施計画に盛り込まれた「ジョブ型正社員の雇用ルールの確立」、「法定休暇付与の早期化」について、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行う。
- (2) 平成 27 年6月の規制改革実施計画に盛り込まれた「労使双方が納得する雇用終了の在り方」について、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行う。
- (3) 第1期からの継続案件である、在職中に職業能力を高める仕組みづくりなどに ついて、引き続き検討を行う。

別紙 1

# <u>当面の重要事項</u> チャレンジを阻む岩盤規制を打ち破る

(H29.9.11)

平成 29 年 9 月 11 日 規制改革推進会議決定

#### 年内を目途に解決の道筋を示すべき重要事項

- 1 . 待機児童解消のための「子育て安心プラン」実現に向けた保育制度の見直し 今度こそ待機児童問題に終止符を打つために自治体の取組を促す制度改革、自治体の保育に関する 情報開示の充実のほか、社会全体で保育を支える仕組みづくり
- 2.技術革新や新需要への機動的対応に向けた電波割当制度の改革 官民の電波利用状況に関する情報開示の充実、電波利用料体系の再設計など、より有効に電波を利用する者に対し機動的に再配分するためのルールづくり
- 3 . 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現のための改革 小規模・零細で管理経営困難な森林所有者が多い中、意欲のある持続的な林業経営者に集積・集約 化する仕組みづくり

#### 第2期(今後1年)において改革を進めるべき重要事項

- 1 . 農業・水産業の成長産業化に向けた改革の徹底 資源の管理と有効活用による成長産業化、卸売市場など流通構造の点検、協同組合等の機能の点 検・改革進捗のフォローアップなど
- 2. Society5.0 に向けた医療の実現 遠隔診療・服薬指導及びこれに伴う医薬品の配送などトータルな遠隔医療をはじめ、ICTを全 面的に活用した医療の実現など
- 3.日本でのキャリア形成を目指す若手外国人材の雇用環境整備 国境を超えたキャリアパスを望む留学生などの在留資格の在り方の検証 など
- 4.官民データ活用と電子政府化の徹底 マイナンバーの徹底活用、登記簿などの公的情報基盤の総点検 など
- 5 . インバウンド支援、オリ・パラ成功への規制改革 利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービス実現、屋外広告規制の見直し など
- 6 . 行政手続コストの削減目標達成に向けた強力な計画遂行 2020 年までに行政手続コストを 20%以上削減するため、各省が作成した基本計画を点検し、深 堀・連携を徹底
- 7.フォローアップの強化 またまで取り組んできたまりみまについて、差宝かつ効果的に宝行されるよう

これまで取り組んできた規制改革について、着実かつ効果的に実行されるようフォローアップを 徹底

#### 規制改革実施計画 (平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

# 3 . 人材分野

#### (1)個別実施事項

#### 転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり

Ī	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
	1	ジョフ型止社員の雇用ル    よの確立	平成 29 年公表の実態調査の結果を踏まえ、 関係法令の整備を含む更に必要となる方策 について検討を行い、必要な措置を講ずる。	始、結論を得次第速	厚生労働省
	2	における行政手続の簡素	特別の法律により設立された法人が職業紹介事業を行おうとする場合の提出書類につき、その精査を行い、簡素化を進める。		厚生労働省

#### 転職して不利にならない仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	法定休暇付与の早期化	「法定年1月26日報告の早期化に関する意)の内 (内の上間では、 (内の上間では、 (大学の)の	指平結速改2付す始調関含つ討針のは、おい指をの実にないで、はいいが指をの実には、おいがは、はいいができる。ないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	厚生労働省

#### 安心して転職できる仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	使用者の労働法知識问上 の促進		平成 29 年度検討・ 結論、結論を得次第 速やかに措置	厚生労働省

#### 4. 医療・介護・保育分野

#### (2)個別実施事項

保育所等の利用に要する就労証明書の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
35	就労証明書の標準的様式	11、以ても大法田(八里詩を行う あわせく 台湾)	平成 29 年度上期検 討・結論・措置	内閣官房 内閣府 厚生労働省
36	就労証明書の電子入力対 応様式の普及促進	保育所等の利用に必要な就労証明書について、地方自治体に対して、電子入力対応様式の提供を要請するとともに、各地方自治体の様式をマイナポータル上に電子入力可能な形式で提供する。さらに、地方自治体に対しては、窓口での手書きによる申請や郵送で申請する場合でも電子入力対応様式をプリントアウトして利用できるようにすることも要請する。	平成 29 年措置	内閣官房 内閣府 厚生労働省

# 金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子供の受入れに ついての周知

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
37	金融機関が設置する保育 所におけるグループ企業 役職員以外の子供の受入 れについての周知	金融機関が設置する保育所における当該金融機関がループ企業の役職員以外の子供の受入れについて、法令の解釈に関し、金融機関の業界団体を通じて以下a~cを周知する。a役職員の子供の受入れ後に余剰能力がある場合に、社会貢献活動の一環として、その範囲内で役職員以外の子供の受入れを行とと、は大きのでは、現行制度下でも対応の受入れをでした。b余利になく、保育所の運営体制の整備状況なども対して、保育所のと認められないがでも対して受け入れることが可能であること。	平成 29 年度上期措 置	金融庁

#### 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

#### 2.雇用分野

# (2)個別措置事項

就職・転職が安心してできる仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	八任則の情報共有の任り 方(情報開示)	各企業の職場情報に関する情報開示を更に 進めるため、企業が開示する職場情報に可 て、労働者が比較しやすくするための情報 一覧化や情報開示の留意点(例えば望ま がに開示することが望まが 項目、開示された情報の読み方、中小い項 情報開示する際の留意は、中小いが 情報にを図る。あわせて、女性の活躍推生 の分野に限す、各企業の職場情報を確的 きる共通データベースを整備し、積極的報 きるに限らず、企業の自主的な情報 用を促すことにより、企業の自主的な情報 示を促進する。	平成 28 年度検討・ 結論、結論を得次第 速やかに措置	厚生労働省
4	インターンシップ活用の 推進	a インターンシップに関する大学等・学	平成 28年度中、可能な限り速やかに調査・検討開始。結論を得次第速やかに措置	文部科学省 厚生労働省

#### 健康・安全・安心に働ける職場づくり

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
6	在宅ワーカーの健康確保の在り方	在宅ワーカーの健康を確保する観点から、以下の取組を行う。	平成 28 年度検討・ 結論、結論を得次第 速やかに措置	厚生労働省

#### 規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)(抜粋)

# 2.雇用分野

# (2)個別措置事項

# 円滑な労働移動を支えるシステムの整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
4	労使双方が納得する雇用 終了の在り方	現在ある多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用され、労使双方が納得する早期解決を実現するため、次に取り組む。 a 都道府県労働局が行うあっせんの参加勧奨にで行いつからが過程では更に使用のもいではででは要な場合には更に使用の自発をではすが変にででででででである。 b 労働委員会の機能の活用促進・強討を行いるのとの連携に向けた方策の検討を行いでの連携に向けた方策の検討を行いの当時のの事所決の早期化と選択肢の多様係者を開いて、労使の代表者した議論の場合に対したとでがいる。 総経験の早期にでののでは、で、観点に対したが、で、関する意見」(平成27年3 月 25 日規制改革会議)に掲げられた課題を について、論点を整理した上で検討を進める。	a 及び b 平成 27 年 度検討・結論。結論 を得次第速やかに 措置 c 平成 27 年中、可 能な限り速やかに 検討開始	